

第 2 期多賀城市次世代育成支援行動計画

後期計画 令和 3 年度～令和 7 年度

素 案

令和 3 年 月

保健福祉部子育て支援課

目 次

第1章 行動計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 達成状況の点検・評価	3
第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 人口・世帯等の状況	4
2 前期計画の達成状況	10
3 アンケート調査からみる子ども・子育ての状況	12
4 子どもの生活に関する実態調査からみる多賀城市の状況	15
5 子ども・子育て支援における課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 計画の視点	20
3 基本方針	21
4 計画の推進体制	22
第4章 施策の展開	25
基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える	27
基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る	36
基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる	41
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す	49
基本方針5 子どもの貧困対策を推進する（子どもの貧困対策計画）	53

第1章 行動計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では平成27年3月に、次代を担う子どもたちを安心して生み育て、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指し、「第2期次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に構成した「すくっぴープラン2」を策定し、「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」と「家庭教育が重要」の2つの視点を大切にしながら子ども・子育て家庭への支援施策の推進に取り組んできました。

計画期間中は、平成28年4月に子育てサポートセンターを多賀城駅前に移転新築し、平成30年10月には、子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実を図りました。

また、教育・保育施設においては、保育の質の向上と地域の子ども・子育て支援を図るため、公立保育所2か所に基幹保育所機能を設けました。

児童発達支援では、本市の発達支援システムを活用し、児童発達支援センター「太陽の家」を中核に医療、保健、教育、福祉など各分野の関係機関と連携、協力しながら発達が気になる子どもが地域で生活できるよう支援を行いました。

また、国民生活基礎調査によると、2015年（平成27年）の子どもの貧困率は13.9%となっており、子どもの貧困にかかる諸問題については、全国的に取り上げられている重要課題です。

本市では、子どもの健全な成長を促し、子どもの可能性を大きく広げるための施策につなげることを目的として、平成31年1月に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

このように、地域の子育て支援ニーズに応じた取り組みは行ってまいりましたが、依然として少子化の進行、子育てニーズの多様化、子どもの貧困問題の表面化や虐待への対応など、社会情勢や子どもを取り巻く環境も変化してきており、さらなる子育て支援の充実が求められているところです。

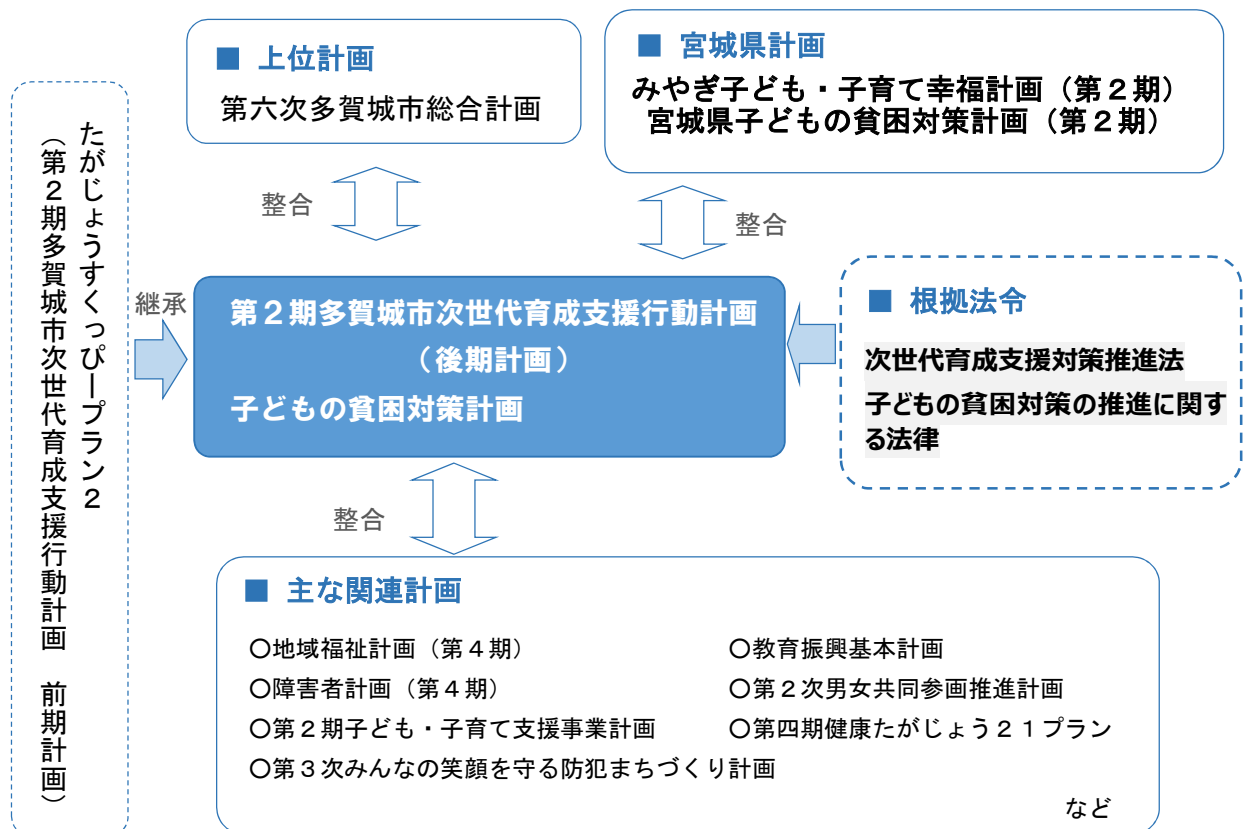
本計画は、次世代育成支援行動計画（前期計画）で取り組んできた施策を点検・評価し、検証を行いながら、社会環境の変化や本市の現状と市民のニーズの変化に対応するための指針とすることに加え、新たに「子どもの生活に関する実態調査」結果を踏まえた子どもの貧困対策を盛り込み、後期計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付けるものであり、令和2年度（平成31年度に計画期間1年延伸）を最終年度とする「たがじょうすくっぴープラン2（第2期多賀城市次世代育成支援行動計画）」の後期計画です。後期計画においては、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策」を追加し、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができ、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指すものです。

本市の最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」をはじめ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」や「多賀城市地域福祉計画」等の関連計画や、宮城県が策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第2期）」との整合を図るものです。

■ 計画の位置付け



3 計画期間

前期計画では、上位計画である「第六次多賀城市総合計画」が令和3年度を始期として策定されることを踏まえ、計画期間を1年延伸し、令和2年度までとしました。

後期計画においては、次世代育成支援対策推進法の期限は令和6年度までですが、「第六次多賀城市総合計画」の計画期間に合わせ、令和3年度～7年度の5年間の計画年度として策定します。

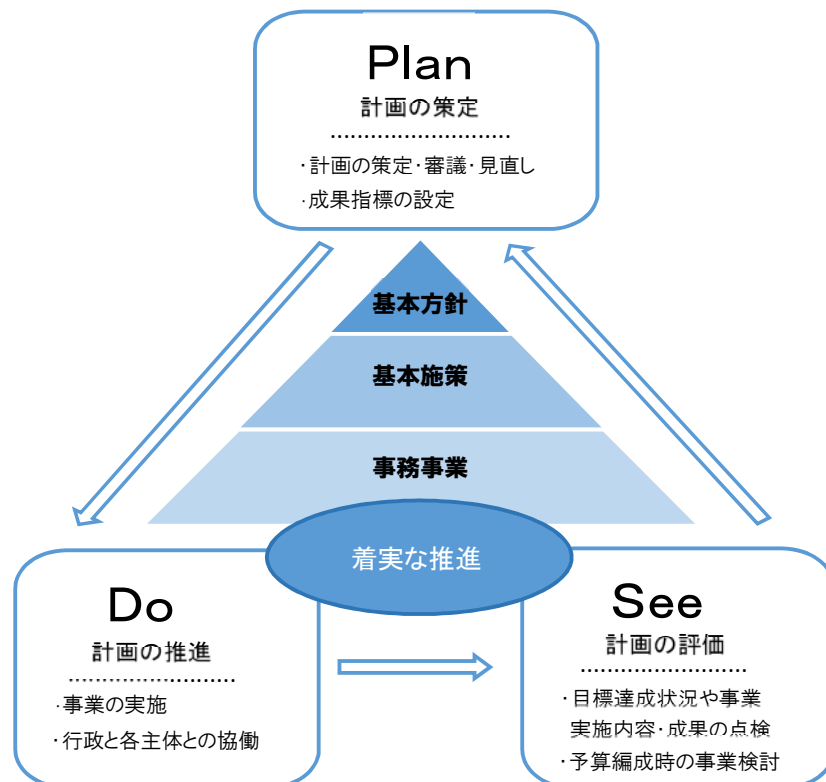
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

2005～2014	2015～2025	
H17～H26年度(10年間)	H27～R2年度(6年間)	R3～R7年度(5年間)
第1期次世代育成支援行動計画 (前期5年間・後期5年間)	第2期次世代育成支援行動計画 (前期計画) ※ H31 計画期間1年延伸	第2期次世代育成支援行動計画 (後期計画) 子どもの貧困対策計画
		必要に応じて見直し

4 達成状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年、目標達成状況や各事業の実施内容・成果を点検し、評価するとともに、その結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況

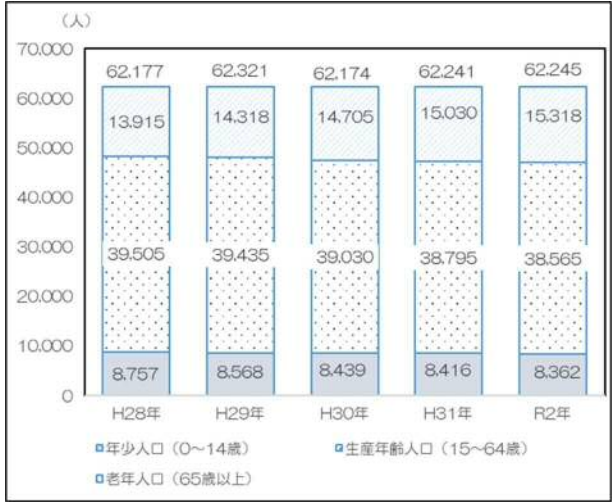
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在で62,245人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、年少人口は平成27年から5年間で500人弱減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子・高齢化が進んでいるといえます。

■年齢3区分別人口の推移



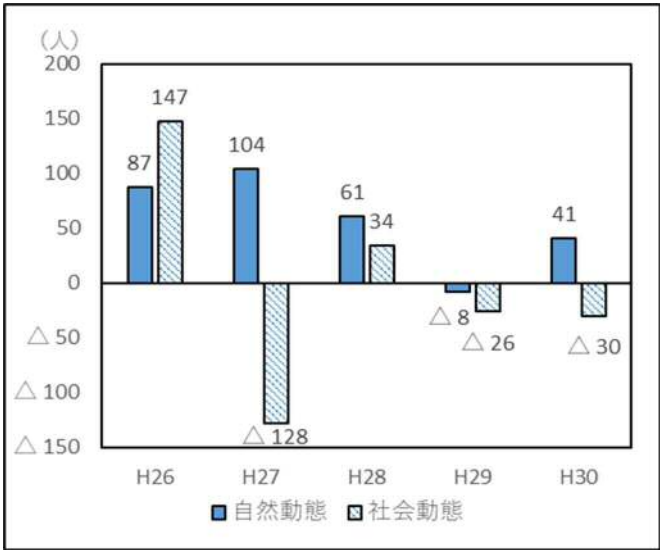
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 人口動態

本市における人口動態をみると、自然動態（出生－死亡）は、平成29年を除いてプラスとなっています。一方、社会動態（転入－転出）は、平成26年に大きな転入超過となっていますが、平成27年にはマイナスに転じ、平成28年に一旦プラスとなったものの、その後マイナスが続いています。

本市は、転入・転出が多い地域であり、人口1,000人あたりの移動率は、平成27年を除き県内で最も高くなっています。

■自然動態・社会動態の推移



資料：多賀城市統計書（平成30年度版）

■移動率の推移及び県内市町村の順位

区 分	人口1000人あたりの移動率(%)	県内市町村の順位
平成26年	13.53	第1位
平成27年	13.16	第2位
平成28年	13.53	第1位
平成29年	13.19	第1位
平成30年	13.37	第1位

※移動率(%)＝(転入＋転出人口)÷(年末人口÷1000)

資料：多賀城市市民課概要

(3) 計画期間中の児童数の推計

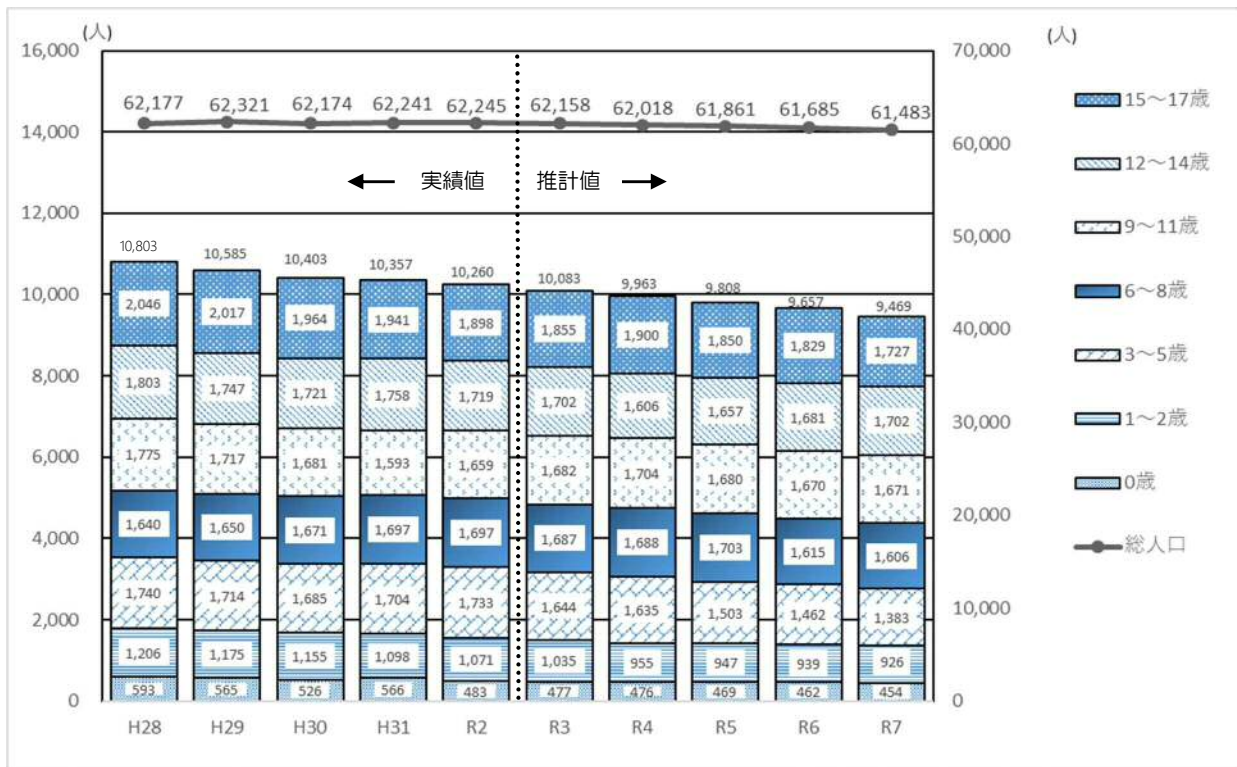
計画期間中の児童数について、平成28年から平成31年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

■計画期間中の児童人口の推計

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	伸び率 (R2-R7)
0歳	593	565	526	566	483	477	476	469	462	454	△6.1%
1～2歳	1,206	1,175	1,155	1,098	1,071	1,035	955	947	939	926	△14.0%
3～5歳	1,740	1,714	1,685	1,704	1,733	1,644	1,635	1,503	1,462	1,383	△21.3%
小計	3,539	3,454	3,366	3,368	3,287	3,156	3,065	2,918	2,863	2,762	△16.6%
6～8歳	1,640	1,650	1,671	1,697	1,697	1,687	1,688	1,703	1,615	1,606	△5.4%
9～11歳	1,775	1,717	1,681	1,593	1,659	1,682	1,704	1,680	1,670	1,671	0.7%
12～14歳	1,803	1,747	1,721	1,758	1,719	1,702	1,606	1,657	1,681	1,702	△1.0%
15～17歳	2,046	2,017	1,964	1,941	1,898	1,855	1,900	1,850	1,829	1,727	△9.2%
小計	7,264	7,131	7,037	6,989	6,973	6,927	6,898	6,890	6,794	6,706	△3.9%
児童数合計	10,803	10,585	10,403	10,357	10,260	10,083	9,963	9,808	9,657	9,469	△7.8%

資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）を基にコホート変化率法にて算出

■計画期間中の総人口と児童人口の推計グラフ



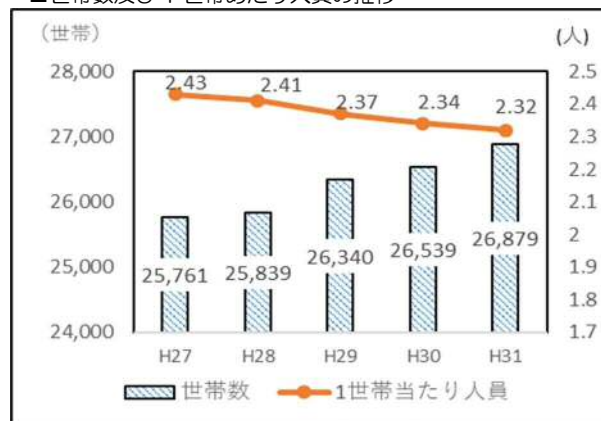
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）を基にコホート変化率法にて算出

(4)世帯の状況

本市の世帯数は、平成31年3月末現在で26,879世帯となっています。平成27年以降、年々増加傾向にあり、5年間で1,118世帯増加しています。

1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

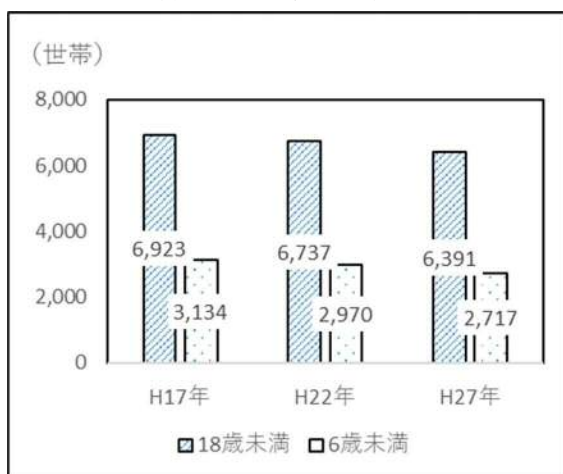


資料：市民課概要（各年3月31日）

18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあります。また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、約8割は核家族となっており、その割合も増加傾向にあります。

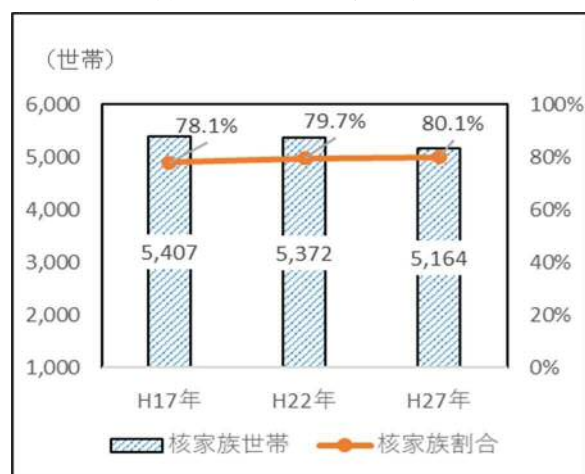
また、平成27年において、18歳未満の子どもがいる核家族のうち、母子世帯が12.6%、父子世帯が1.3%となっており、平成22年と比べて大きな変化はみられませんでした。

■18歳未満の親族がいる世帯数の推移



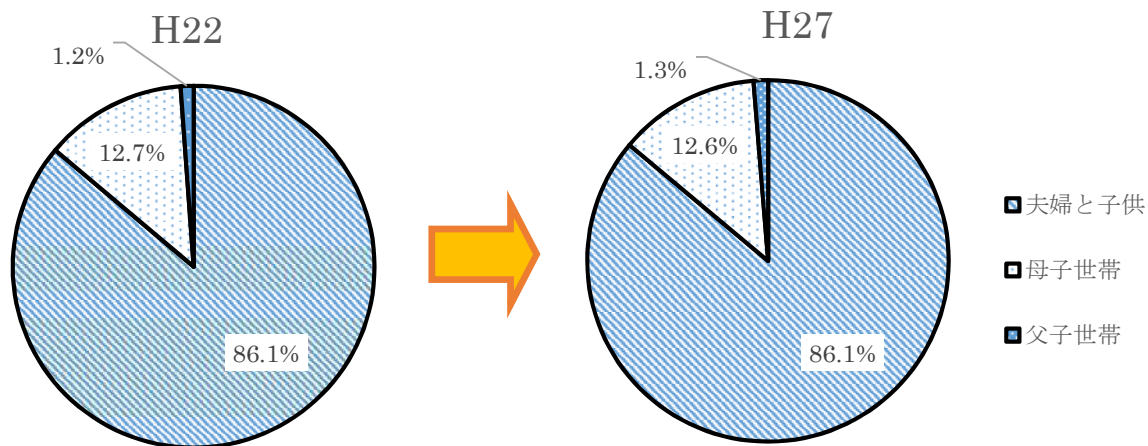
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■18歳未満の親族がいる核家族世帯の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■18歳未満の親族がいる核家族の世帯構成の推移



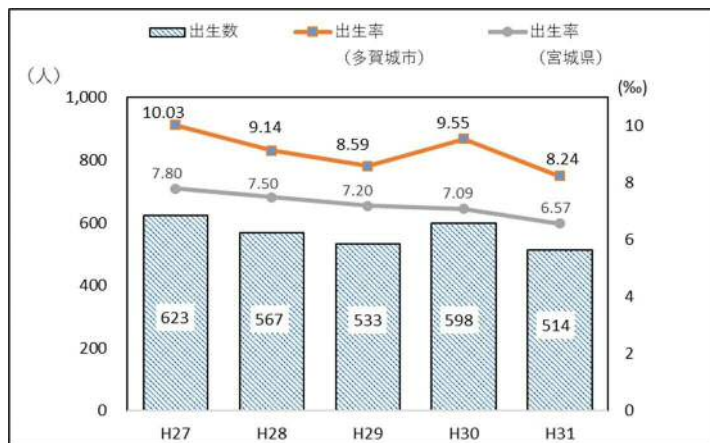
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 出生の状況

本市における出生数の推移をみると、平成27年の623人から平成30年に一旦増加しましたが、平成31年には514人まで減少し、5年間で109人（21.2%）減となっています。

本市の出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、県内市町村の中では高い値となっています。

■ 出生数及び出生率（人口1,000人あたり出生数）の推移



資料：多賀城市統計書（平成31年度版）

■ 出生率の推移及び県内市町村の順位

区 分	人口1000人あたりの出生率(%)	県内市町村の順位
平成27年	10.03	第2位
平成28年	9.14	第3位
平成29年	8.59	第3位
平成30年	9.65	第1位

出生率(%) = 出生数 ÷ (年末人口 ÷ 1000)

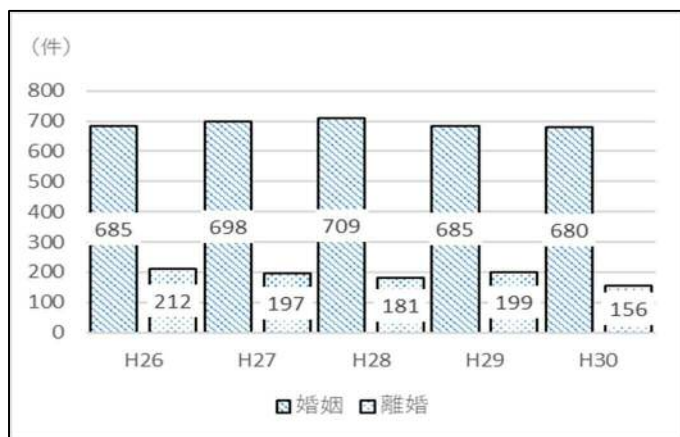
資料：宮城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚の状況

本市における婚姻件数の推移をみると、平成28年まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じています。人口1,000人あたり婚姻件数（婚姻率）は、県内市町村でも高い順位となっています。

離婚件数の推移をみると、平成26年から減少傾向にありましたが、29年に一旦増加し、30年には156件に減少しました。

■ 婚姻件数及び離婚件数の推移



資料：市民課概要（平成30年度版）

■ 婚姻率の推移及び県内市町村の順位

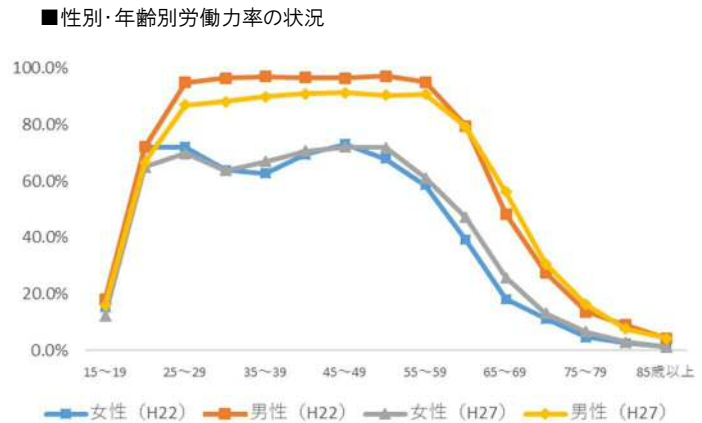
区 分	人口1000人あたりの婚姻率(%)	県内市町村の順位
平成27年	6.12	第1位
平成28年	5.50	第2位
平成29年	5.62	第1位
平成30年	5.74	第2位

婚姻率(%) = 婚姻件数 ÷ (年末人口 ÷ 1000)

資料：宮城県人口動態統計

(7)就労の状況

本市の労働力率（人口に対する労働力人口の割合）をみると、女性の労働力率は、20歳代後半から40歳代後半にかけて落ち込む、いわゆるM字カーブ※を描いていますが、平成22年と平成27年を比較すると、30歳代前半で労働力率が上昇しています。

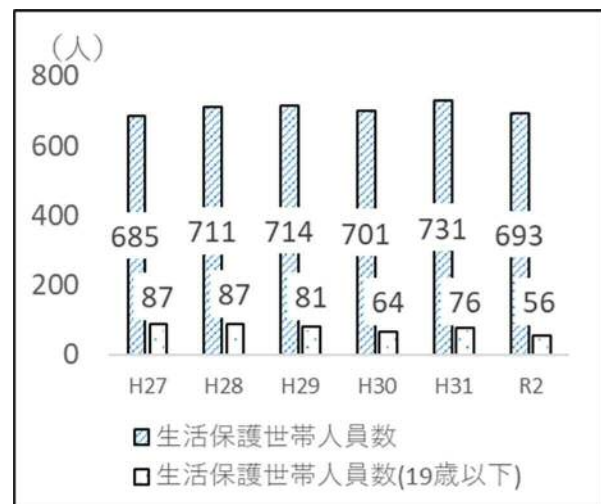


(8)生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯人員数の推移をみると、平成28年まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じ、平成31年に再び731人まで増加しました。

また19歳以下の人員数については、平成28年以降減少傾向にありましたが、平成31年に一旦増加し、令和2年には56人に減少しました。

■生活保護世帯人員数の推移



生活保護世帯における進学状況をみると、中学校卒業後進学率は100.0%と、宮城県や全国を上回っています。また、高等学校等卒業後の進学率についても50.0%と、宮城県や全国を上回っているものの、高等学校等中退率については5.9%と、宮城県や全国と比べやや高い割合となっています。

■生活保護世帯における子どもの進学状況

			本 市	宮城県	全 国
中学校卒業後	進学率		100%	91.8%	92.8%
	就職率		0.0%	3.8%	1.7%
高等学校等卒業後	進学率		50.0%	23.4%	33.4%
		大学・短期大学	0.0%	5.3%	20.0%
		専修学校・各種学校	50.0%	18.1%	13.5%
	就職率		50.0%	60.1%	45.5%
	中退率		5.9%	5.0%	4.5%

資料：本市 生活支援課（平成27年5月1日現在）

宮城県 厚生労働省社会・援護局保護課（平成25年4月1日現在）

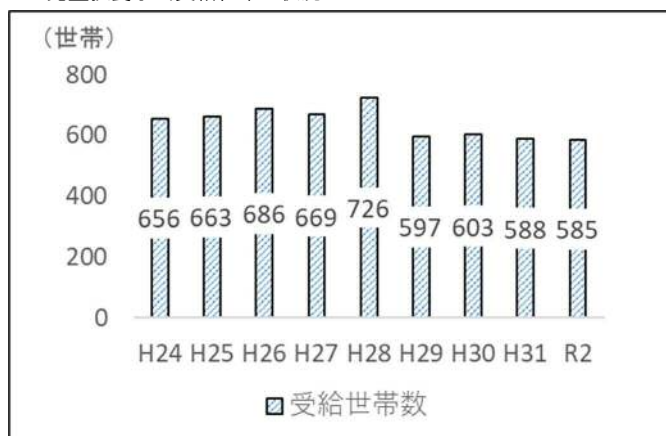
全国 厚生労働省社会・援護局保護課（平成27年4月1日現在）

※ M字カーブ ⇒ 資料「用語解説」

(9) 児童扶養手当受給者の状況

本市の児童扶養手当受給世帯数の推移をみると、平成 27 年まではほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年で一旦 726 世帯まで増加したものの、近年は 600 世帯前後で推移しています。

■ 児童扶養手当受給世帯の状況



資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

(10) 就学支援の状況

本市の就学援助認定世帯数（要保護世帯及び準要保護世帯数）の推移をみると、平成 25 年以降減少傾向で推移していたものの、平成 31 年には 382 世帯まで増加しています。

■ 就学援助認定世帯世帯数の状況



資料：学校教育課（各年 3 月 31 日現在）

2 前期計画の達成状況

第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（前期計画）は、まちづくりの進み具合が共有できるように設定した目標値を基に、達成状況を評価しました。

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

施策体系	指 標	基準値	目標値	実績値(H31)
1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の実施	基本的な生活習慣の自分の子どもの実践度	84.8%	87.5%	86.1%
	基本的な生活習慣を身につけている児童・生徒割合	児童86.5%	児童90%以上	87.1%
		生徒81.5%	生徒85%	81.7%
1-2 学校教育の充実	学校生活が楽しいと思う児童・生徒割合	児童87.2%	児童90%以上	92.3%
		生徒72.3%	生徒75%	81.0%
	学校・家庭・地域が連携し、地域で子どもが健全に育成されていると思う市民の割合	44.1%	50%	51.5%
	学校支援地域本部の設立により地域の力を活用している学校数	4校	10校	10校
1-3 子どもの健全育成	放課後児童クラブの入級可能定員数	296人	566人	680人
	放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者割合	35.9%	50%以上	48.5%
1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実	発達相談を受けた児童の数	74人/年	—	181人/年
	適切な療育サービスが受けられていると思う保護者割合	—	80%	100%

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

施策体系	指 標	基準値	目標値	実績値(H31)
2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実	要保護児童対策地域協議会の会議の延べ開催回数	25回	35回	56回
	虐待防止講演会等参加者数	227人	240人	204人
	自分の子ども(乳幼児)に対して、育てにくさを感じている乳幼児を持つ保護者割合	—	↓	20.7%
2-2 安全・安心の対策の推進	登下校時の事故・事件に巻き込まれた児童・生徒数	26人/年	0人/年	7人/年
	まち(市民・地域・行政)の防災に対する備えが整っていると思う市民割合	59.1%	60%	60.6%

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

施策体系	指 標	基準値	目標値	実績値(H31)
3-1 母子保健・医療体制の充実	妊婦健診の平均受診回数	13回	12回	13.1回
	乳幼児健診の平均受診率	93.6%	→ 現状維持	98.6%
	出産後の支援について満足している者の割合 (保健師・助産師による産後の保健指導・ケア等)	—	85%	90.9%
3-2 地域における子育て支援の充実	市の子育て相談ができる場を知っている保護者割合	—	↑	94.0%
	ファミリーサポートセンター協力会員登録数	115件	120件	119件
3-3 ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭自立支援給付金事業の就職者のうち、希望どおり就職した人の割合	100%	100%	100%
3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備	使いやすく憩える公園があると思う市民割合	66.8%	→ 現状維持	74.8%
	歩道の利用に関して満足している市民の割合	66.6%	72%	77.9%

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

施策体系	指 標	基準値	目標値	実績値(H31)
4-1 働き方の見直しの促進	育児休業取得者割合	男性2.03%	—	男性6.16%
		女性76.3%	—	女性82.2%
4-2 仕事と子育ての両立支援の充実	教育・保育施設等の待機児童数	72人	0人	103人
	ファミリーサポートセンター利用件数	3,164件	3,366件	1,523件

3 アンケート調査からみる子ども・子育ての状況

計画の策定に先立ち、多賀城市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成31年2月に実施しました。

本計画を策定するにあたり、参考とした主な結果は以下のとおりです。

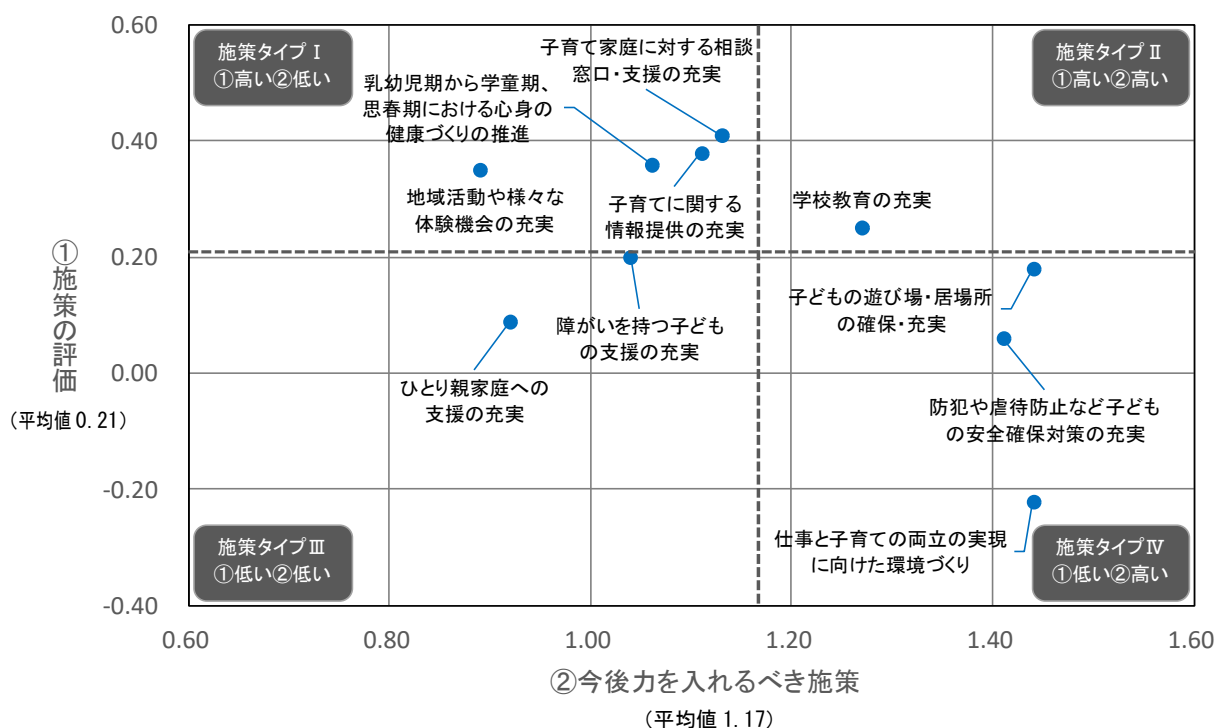
(調査の実施概要)

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	1,673 票	1,006 票	60.1%
小学生保護者	1,652 票	1,031 票	62.4%

(1) 施策の評価と今後力を入れるべき施策【就学前・小学生保護者】

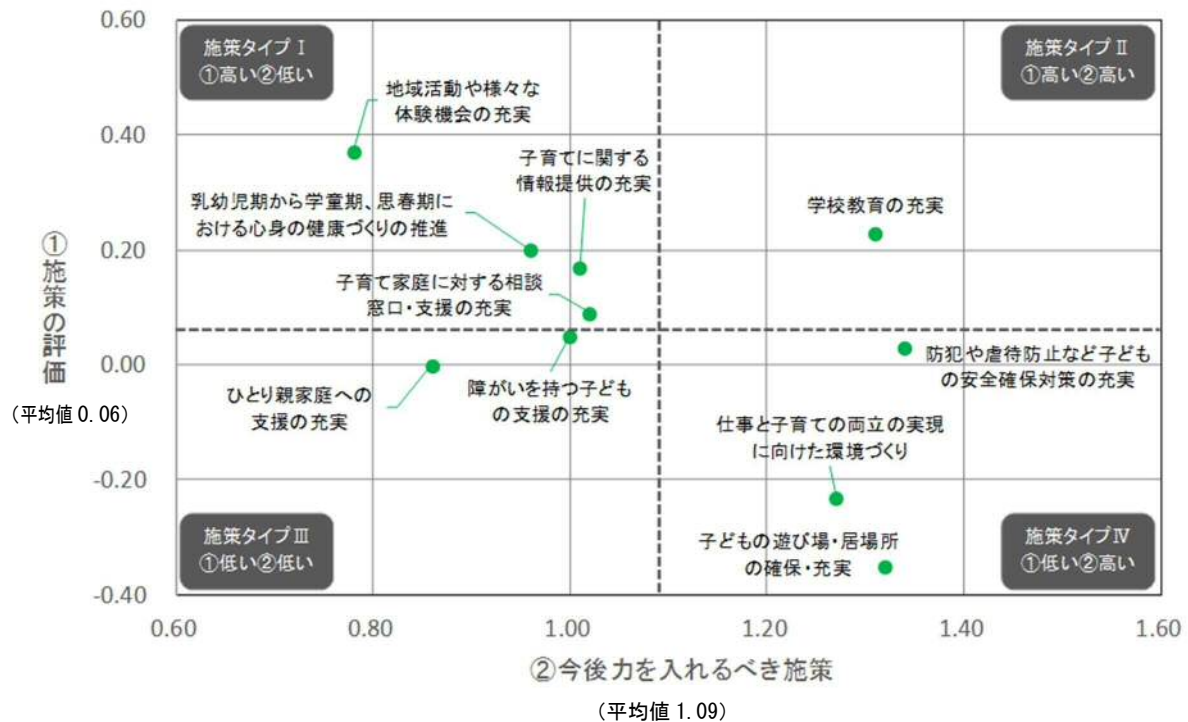
【就学前児童の保護者】

重要度が高く、評価点が低い施策は、「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実」「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の3項目となっており、特に評価が低いのは「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」で最優先項目と思われます。



【小学生保護者】

重要度が高い取組みに対し、低い評価がなされている項目は、「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実」「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の3項目となっており、特に評価が低いのは「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」で最優先項目と思われます。施策タイプⅡ及び施策タイプⅣともに、就学前児童と同様の項目があげられています。



- ① 施策の評価：「評価する」を2点、「どちらかといえば評価する」を1点、「どちらかといえば評価しない」を-1点、「評価しない」を-2点、「わからない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの
- ② 今後力を入れるべき施策：「特にそう思う」を2点、「そう思う」を1点、「あまりそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点、「どちらともいえない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの

施策タイプⅠ（重要度：低い 評価点：高い）	現状の対応の維持が必要とされる項目
施策タイプⅡ（重要度：高い 評価点：高い）	重点的な対応の継続が必要とされる項目
施策タイプⅢ（重要度：低い 評価点：低い）	市民ニーズの動向を注視しながら、状況に合わせた対応が必要とされる項目
施策タイプⅣ（重要度：高い 評価点：低い）	優先的な対応が必要とされる項目

(2) 平日の放課後や休日の過ごし方 【小学生保護者】

平日の放課後の子どもの過ごし方については、14 時～16 時、16 時～18 時、18 時以降のいずれの時間帯も「親や祖父母等の家族・親族（大人）と家の中にいる」が最も多く、14 時～16 時の時間帯では「きょうだいや友だちなどと校庭、公園、広場等の外の遊び場にいる」（16.1%）、「放課後児童クラブで過ごす」（18.3%）など自宅外で過ごす子どもが次に多くなっています。

土曜日、日曜日、長期の休みでは、午前、午後、夕食後のいずれの時間帯も「親や祖父母等の家族・親族（大人）と家の中にいる」が最も多く、「スポーツ活動や地域活動などを行っている」、「放課後児童クラブで過ごす」のほか、午前は「きょうだいや友だちなどと子どもだけで家の中にいる」、午後は「親や祖父母等の家族・親族（大人）と家の外にいる」もやや多くなっています。

	調査数	家族（大人）と家の家族に・親	親や祖父母等の家族に・親	親や祖父母等の家族に・親	きょうだいや友だちなど と子どもだけで家の中に いる	ひとりで家の中にいる	子どもの友だちの家でそ の家族等という	きょうだいや友だちなど の遊び場にいる	放課後児童クラブで過 す	放課後児童館・西部児童 センター（自由来館）で 過ごす	放課後子ども教室（わく わく広場）で過ごす	ファミリー・サポーター・ セーター事業を利用して いる	スポーツ活動や地域活動 などを行っている	学習塾や習い事に通って いる	その他	無回答
上段：件数 下段：％																
平日の放課後 14時～16時	1,031 100.0	331 32.1	8 0.8	62 6.0	87 8.4	23 2.2	166 16.1	189 18.3	2 0.2	29 2.8	0 0.0	1 0.1	30 2.9	44 4.3	59 5.7	
平日の放課後 16時～18時	1,031 100.0	545 52.9	8 0.8	84 8.1	51 4.9	5 0.5	45 4.4	120 11.6	1 0.1	1 0.1	0 0.0	18 1.7	115 11.2	12 1.2	26 2.5	
平日の放課後 18時以降	1,031 100.0	903 87.6	4 0.4	14 1.4	6 0.6	1 0.1	2 0.2	18 1.7	0 0.0	0 0.0	1 0.1	29 2.8	27 2.6	1 0.1	25 2.4	
土曜日 午前	1,031 100.0	613 59.5	103 10.0	33 3.2	17 1.6	6 0.6	47 4.6	26 2.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	100 9.7	50 4.8	10 1.0	26 2.5	
土曜日 午後	1,031 100.0	497 48.2	209 20.3	26 2.5	6 0.6	8 0.8	51 4.9	18 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	88 8.5	90 8.7	11 1.1	27 2.6	
土曜日 夕食後	1,031 100.0	973 94.4	11 1.1	0 0.0	0 0.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 1.0	5 0.5	1 0.1	30 2.9	
日曜日・祝日 午前	1,031 100.0	647 62.8	176 17.1	13 1.3	7 0.7	4 0.4	31 3.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	99 9.6	20 1.9	5 0.5	28 2.7	
日曜日・祝日 午後	1,031 100.0	509 49.4	319 30.9	11 1.1	3 0.3	8 0.8	47 4.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	80 7.8	21 2.0	5 0.5	28 2.7	
日曜日・祝日 夕食後	1,031 100.0	978 94.9	16 1.6	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 0.4	1 0.1	1 0.1	30 2.9	
長期の休み 午前	1,031 100.0	417 40.4	78 7.6	118 11.4	61 5.9	5 0.5	73 7.1	199 19.3	6 0.6	2 0.2	1 0.1	11 1.1	13 1.3	20 1.9	27 2.6	
長期の休み 午後	1,031 100.0	425 41.2	125 12.1	86 8.3	28 2.7	6 0.6	102 9.9	162 15.7	4 0.4	0 0.0	0 0.0	14 1.4	31 3.0	19 1.8	29 2.8	
長期の休み 夕食後	1,031 100.0	959 93.0	13 1.3	6 0.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 0.3	0 0.0	0 0.0	1 0.1	8 0.8	4 0.4	7 0.7	30 2.9	

4 子どもの生活に関する実態調査からみる多賀城市の状況

本市では、子どもの生活の現状把握等を目的として、平成30年度に保護者及び児童・生徒を対象にアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

（調査の実施概要）

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
保護者アンケート	3,484 票	2,212 票	63.5%
児童・生徒アンケート	1,318 票	834 票	63.3%
合計	4,802 票	3,046 票	63.4%

本調査の世帯人数と可処分所得の回答結果をもとに、以下のように本市の「貧困線」を設定し、「貧困線未満」「貧困線以上」の比較分析を行いました。保護者アンケートの回収数 2,212 世帯のうち、世帯人数と可処分所得の不明・無回答が 363 世帯あったことから、貧困区分が明確となった件数は 1,849 世帯でした。これらの分析の結果、本調査においての保護者の『貧困線未満』は 92 世帯(5.0%)でした。また、貧困線未満の世帯で生活する子どもの割合（子どもの貧困率）も 5.0%でした。

＜貧困線の設定について＞

世帯人数	貧困線未満	貧困線以上	(参考) 国における 貧困線の基準
2人世帯	175 万円未満	175 万円以上	173 万円
3人世帯	210 万円未満	210 万円以上	211 万円
4人世帯	245 万円未満	245 万円以上	244 万円
5人世帯	275 万円未満	275 万円以上	273 万円
6人世帯	300 万円未満	300 万円以上	299 万円
7人世帯	325 万円未満	325 万円以上	323 万円
8人世帯	345 万円未満	345 万円以上	345 万円
9人以上世帯	365 万円未満	365 万円以上	366 万円

※貧困線未満の世帯で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」と言いますが、個別訪問で実施している国民生活基礎調査を基にした国の「子どもの貧困率」とは算出方法が異なります。

(1) 調査結果概要

区分	設 問	貧困線未満	貧困線以上
生活の状況	「貧困もしくは貧困に近い状況にある」と答えた割合	32.7%	4.4%
	経済的理由で「進学を諦める」「学校を中退または今後その可能性があると思うか」について、低いと答えた割合	31.5%	67.9%
保護者の状況	「ひとり親世帯」の割合	52.5%	5.7%
	保護者の働き方が「正社員・正規職員」の割合	父親	37.0%
		母親	12.0%
	保護者の最終学歴が「高等学校卒業」と「大学卒業」の割合	父親	45.6%
		母親	52.1%
子どもの状況	（保護者が）大学または大学院まで進学させたい割合	38.0%	64.2%
	（子どもが）大学または大学院まで進学したい割合	28.2%	43.4%

(2) 保護者が悩んでいること

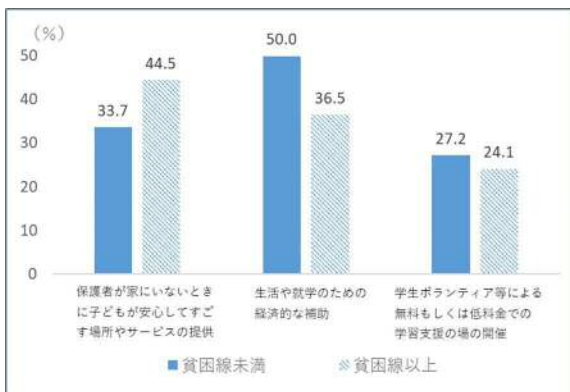
保護者が悩んでいることについてみると、『貧困線未満』『貧困線以上』ともに「子どもの教育費のことが心配である」と答えた割合が最も高くなっており、特に『貧困線未満』では44.6%となっています。



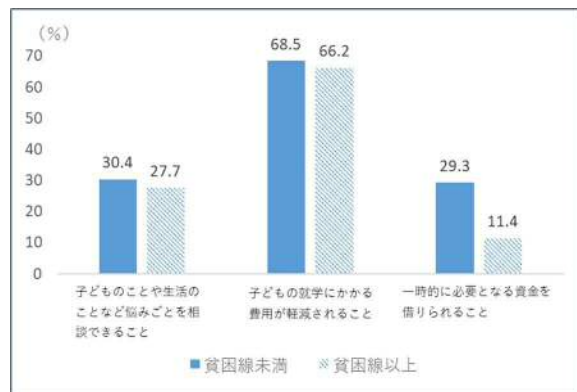
(3) 保護者が要望する支援

現在または将来的に利用したい支援についてみると、『貧困線未満』については「生活や就学のための経済的な補助」、『貧困線以上』については「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」が最も高くなっています。また、現在必要としていること、重要だと思う支援については、『貧困線未満』『貧困線以上』ともに「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高くなっています。

■現在または将来的に利用したい支援



■現在必要としていること、重要だと思う支援



5 子ども・子育て支援における課題

このような人口・世帯等の状況やアンケート調査、前期計画の結果を踏まえた本市の子ども・子育て支援における課題は、以下のとおりです。

(1) 親子の健やかな育ちの支援

本市の状況として、18歳未満の子どもがいる世帯は減少していますが、そのうち核家族が約8割を占めており、その割合は増加傾向にあると言えます。また、転入・転出が多い地域であることから近隣とのつながりが薄く、孤立しやすい環境でもあります。この傾向は、前期計画策定時から続いており、妊娠、出産及び子育てにかかる不安や負担を抱える保護者が多くいると考えられます。

前期計画では、各事業を通じて子育て世帯の不安やストレスを取り除くため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進してきました。

しかし、アンケート調査では「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実」が優先的な対応が必要とされる項目となり、子育てにかかる不安や負担を取り除くことが重要と考えられます。後期計画においても相談、情報提供等の充実や虐待への地域住民の意識の向上、また、いじめの問題や多様化する子どもたちの状況に対応した安心安全な環境づくりに、さらに取り組んでいく必要があります。

(2) 子どもの遊び場・居場所の確保・充実

アンケート調査の結果で、小学生の平日の放課後や休日の過ごし方について、「家族、親族（大人）と家の中にいる」割合が最も多い結果となり、また「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」の施策について優先的な対応が必要とされる項目とされました。

少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいないことや身近な地域に遊び場が少ないことなどから、家庭内で遊ぶことが増えていると考えられます。

子どもにとっての「遊び」は心身を成長・発達させる上で非常に重要な行為です。子どもが地域の人々と交流しながら、のびのびと遊べる環境や安全に安心して過ごせる居場所があることで、社会性や自発的に活動する力等を身につけるきっかけとなり「生きる力」を育むことにもつながります。

前期計画においても、子どもの遊び場・居場所の確保・充実を目指し、児童館、放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の活用を推進してきました。後期計画においても、これらの事業を継続して推進していくとともに、地域と連携し、子どもたちが身近な地域で、安全に生き生きと遊べる環境の充実に取り組んでいく必要があります。

(3) 保育環境の充実

女性の社会進出などから、保育を必要とする保護者は増えており、仕事と子育ての両立のためには安定した保育環境が必要となります。

本市においても、就労する保護者は増えており、待機児童についても増加傾向にあります。アンケート調査の結果においても「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」が、優先的な対応が必要となる項目とされました。

前期計画では、仕事と生活の両立に向けた支援の充実を目指し、教育・保育施設の整備だけではなく、ファミリー・サポート・センター等の活用を推進するなど、安心して子どもを預けることのできる環境を目指してきました。後期計画においても、待機児童の解消や多様化する保育ニーズに応じた支援の充実が求められています

(4)家庭教育の重要性の認識

家庭は教育の原点であり、基本的生活習慣の習得や生涯に渡る人格形成の基礎が培われる重要な場とされています。

前期計画においても、基本的生活習慣の確立を目指した取り組みや発達段階に応じた子育て講座など家庭教育を重視した支援に取り組んできましたが、核家族化の進展や就労環境の変化等により、保護者自身が日々の子育てについて相談・協力が得られにくい状況であると考えられます。

後期計画では、家庭教育について学び、相談できる機会の充実を継続して行うとともに、個々の親の役割や責任を問うだけでなく、学校や地域が連携して子どもの育ちや親としての成長を支えていく必要があります。

(5)子どもの貧困への支援

子どもの生活に関する実態調査から、子どもの貧困には家庭の所得状況や、ひとり親かどうかに関係性が見られ、貧困の連鎖を断ち切るためには、母子家庭をはじめとした、ひとり親世帯への対応が必要と考えられます。

実態調査後には、市の関係部門の職員間で、本件に関するワークショップを行い「貧困の連鎖モデル」(※資料編に掲載)を作成しました。その結果、1つの施策で家庭や子どもの抱える何らかの課題が改善されたとしても、別な方向から貧困につながってしまうことから、貧困には多くの施策が関連していることが明確となりました。

貧困の連鎖は、ライフステージに応じて要因となる課題が発生する可能性があることから、一過性の取り組みでなく、関係機関における情報の共有、連携の促進を図り、現在及び将来を見据えた長期的な視点での切れ目のない支援体制の構築が必要となります。

また、貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがないといった、支援が届きにくい傾向が見られます。

こうした子どもたちや家庭に配慮し、適切な情報の伝達と、早期発見、支援につなぐよう関係機関による相談体制を整備し、ひとり親家庭の孤立の防止する取り組みを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

多賀城市では、第六次多賀城市総合計画の中で、将来都市像を「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」と掲げ、さまざまな分野の連携と多様な主体の協働による施策推進を図っています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。一人一人が笑顔で健やかに成長してほしい。そのために何気ない日々の中に、喜びや幸せが感じられる暮らしを送ることのできる未来を作る。この将来都市像は、次世代育成を支援する本行動計画の策定趣旨と合致するものであることから、第六次多賀城市総合計画の将来都市像を基本理念として改めて設定しています。



日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城

～つなぐ はぐくむ Tagayasu～

◆メインフレーズ「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」とは

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って作ります。

◆キャッチコピー 市民みんなの合言葉です。

～つなぐ はぐくむ Tagayasu～

活力に富んだまちには、固有の市民文化が存在し、その文化が市民のアイデンティティやコミュニティを形成し、個性的な社会活動や経済活動が展開されています。こうした市民文化が、市民全体の社会的財産となるよう、そして、まちづくりの土台となるよう発展させ、その文化によって結びついた人々の自発的な活動によって都市の魅力や活力を創生し、市民の誇りや愛着を育み、日々のよろこびが実感できるまちを目指します。

2 計画の視点（案）

本市の次代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭への支援を推進するにあたり、本計画の特徴として、前期計画の視点を踏まえて、以下の2つを大切にしていきたいと思います。

（1）「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」

子どもと子育てを支援するまちづくりを目指すため、家庭、地域、教育・保育施設等、企業、行政等、社会全体が一体となって進めていく必要があります。その実現のためには、みんなで支えあうことを大切に、誰もが行動できるよう、次の項目を計画に盛り込みます。

○私たちが目指すすがた……みんなで目指す多賀城市の5年後のすがたを記載しました。

○成果指標……まちづくりの進み具合が共有できるように目標値を設定しました。

○地域の関係団体等の取組例……行動するきっかけとなるよう役割での取組例を記載しました。

（2）「家庭教育が重要」

多賀城市子ども・子育て会議では、保護者が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会が減っているなど、家庭の教育力の低下が大きな課題であるという意見が多く出されました。

家庭は、子どもが成長していくうえで、大切な役割を担っているため、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うとともに、保護者がその責任を十分発揮できるように支援していくことを大切な視点として盛り込みました。

3 基本方針

基本理念の実現を目指し、以下の基本方針に基づいた施策の展開を図ります。

市民にとってわかりやすく、また、各分野が連携した総合的な支援を推進するため、子どもの育ちの支援を目的とする方針として2つ、子育て家庭の支援を目的とする方針として2つ、貧困対策を目的とする方針として1つ、計5つの基本方針を設定しています。

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

すべての子どもが、乳幼児期から学童期、思春期といった発達・成長過程において、さまざまな関わりの中から必要な能力、態度を獲得し、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって健やかに成長することを支えます。

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

子どもの権利に対する理解や関心を高めながら、地域全体で子どもの安全・安心を見守るとともに、各分野における関係機関等の連携のもと、特別な配慮やケアが必要な子ども及びその家庭の状況を把握し、子どもの幸せを最優先とした支援を行います。

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、希望と喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体が子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、支え合う子育て環境をつくります。

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

出産を希望し、また妊娠・子育て中の保護者が、働きやすい就労環境の整備を促進するとともに、男女を問わず子育てに向き合うことへの意識醸成や働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和の実現を促します。

基本方針5 子どもの貧困対策を推進する(子どもの貧困対策計画)

生まれ育った環境に左右されず、前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境の整備を図ります。

4 計画の推進体制

本計画が目指すすがたの実現に向け、地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取組を推進するとともに、さまざまな主体における子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

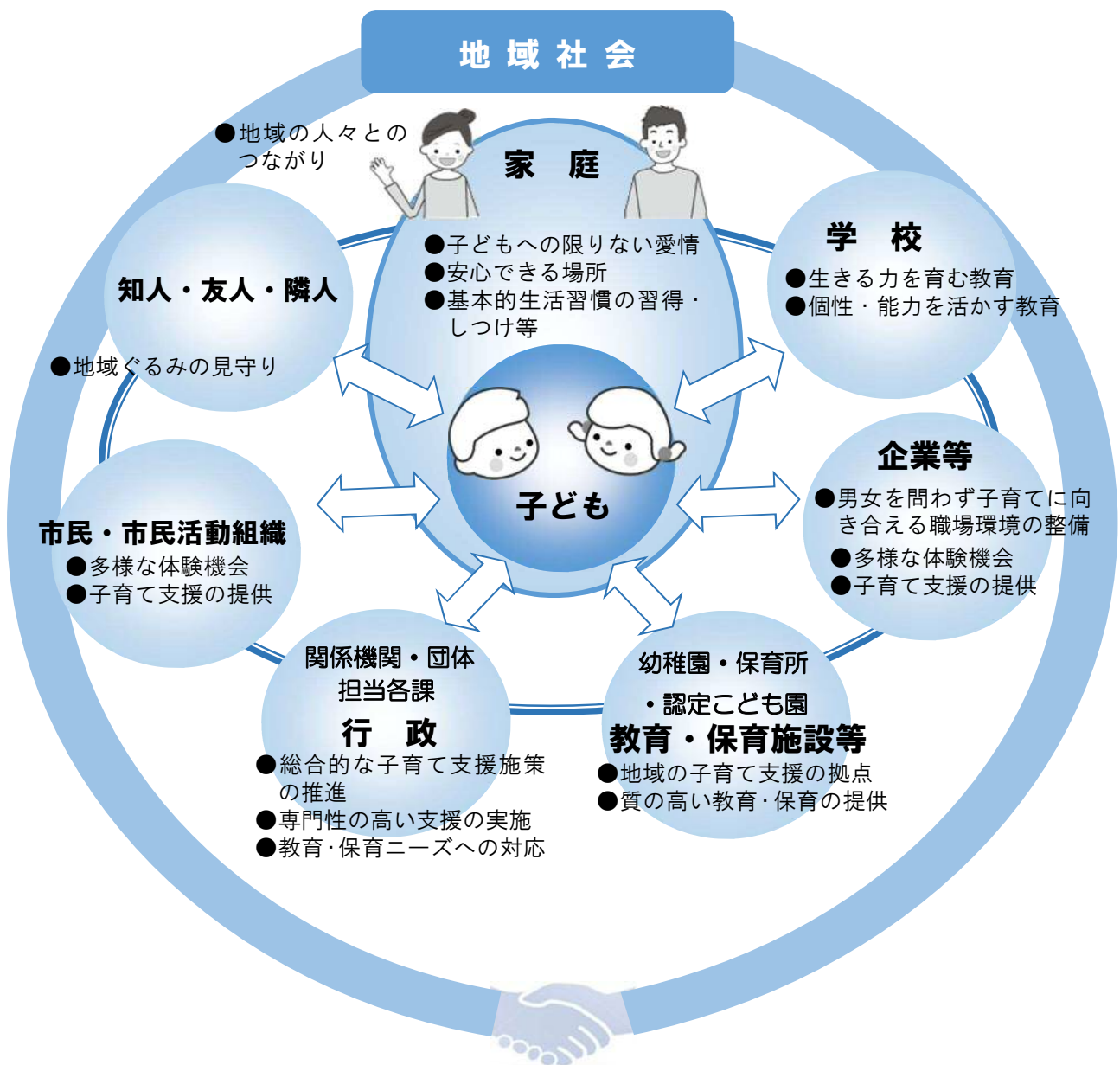
【地域社会においてそれぞれが担う役割】※代表的な主体について役割の一例を記載しています。

主 体	役 割
家 庭	○家族の日常的なふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たします。 ○地域全体で子どもを育み、子育てを支援していくために、家庭の中のみならず、地域の中で、保護者同士や地域の人々とつながりを持ちます。
知人・友人・隣人	○子育て家庭が孤立しないよう、子育てについて理解し、交流を深めながら、悩みや不安を打ち明け、気軽に相談できる相手として、子育て家庭を支えます。
市民・市民活動 組織	○社会の希望である子どもを地域全体で育むため、保護者のみならず、地域住民が子どもの成長に関心を持ち、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。 ○自分の子どもだけでなく、地域の子育て支援に役割を果たしていくことが地域の子育て力の向上につながります。PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。
教育・保育施設・ 学校	○教育・保育施設は地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。地域に開かれ、地域と共に子育てを支援する拠点となるとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修機会の拡充や専門的な人材の確保等により、質の高い教育・保育を提供します。 ○学校は、児童生徒一人一人が持つ個性や能力を発揮させ、生命や人権の大切さを学ばせると共に自分で考える力や健康に必要な身体・知識を教え、児童生徒の調和のとれた発達、育成に努めます。
企 業 等	○仕事と子育ての両立の実現には、企業等における積極的な取組と職場の理解が不可欠です。保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行います。 ○地域資源として、企業が有する機能や専門性を活用することは、子どもの体験をより豊かにするとともに、地域への誇りの醸成にもつながります。企業の社会貢献として、物資の提供や培われた知識、経験を活かした体験・学習機会等の提供をするなど子育て支援を行います。
行 政	○幼児教育・保育の量的拡充と質的改善を推進します。 ○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施します。

子どもとその家庭を支える地域ネットワーク

子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、家庭がその第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭の形態が多様化し、子育ての環境が変化する中で、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための支援を行うとともに、親も子育てを通じて成長し、子どもの成長に生きがいや喜びを感じることができるような環境づくりが重要です。

そこで、まち全体が子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、あらゆる地域社会の構成員がそれぞれの役割を果たしていく地域ネットワーク図として示します。





第4章 施策の展開

■ 施策体系

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

- (1) 家庭における教育・保育の充実
- (2) 教育・保育の一体的な提供の推進
- (3) 教育・保育の質の向上

1-2 学校教育の充実

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 健やかな体の育成
- (3) 豊かな心の育成
- (4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進

1-3 子どもの健全育成

- (1) 多様な体験・交流機会の充実
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 思春期保健対策の推進
- (5) 有害環境対策の推進
- (6) 食育の推進
- (7) 教育相談体制の充実

1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

- (1) 障害の早期発見・早期療育の促進
- (2) 切れ目のない相談支援体制の強化
- (3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実
- (4) 障害福祉サービスの充実

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

- (1) 虐待予防対策の推進
- (2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化
- (3) 人権擁護対策の充実
- (4) 相談体制の充実

2-2 安全・安心対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 交通事故防止対策の推進
- (4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

3-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- (1) 安全な妊娠・出産の支援
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 小児医療体制の充実
- (4) 不妊に対する支援の充実

3-2 地域における子育て支援の促進

- (1) 地域とのつながり、交流の促進

3-3 ひとり親家庭への支援の充実

- (1) 子育てや生活の支援
- (2) 経済的自立への支援

3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 良質な生活環境の確保
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 働き方の見直しの促進

- (1) 男女がともに担う子育てへの支援
- (2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進

4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 多様な主体による子育て支援の充実

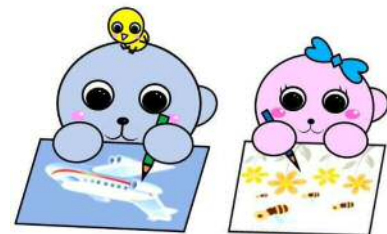
基本方針5 子どもの貧困対策を推進する(子どもの貧困対策計画)

5-1 教育の支援

5-2 生活の支援

5-3 保護者に対する就労支援

5-4 経済的支援



基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。特に、教育・保育の原点であり、出発点である家庭での教育を支援していくことが求められます。

また、幼児教育・保育を担う場として、家庭に加え、幼稚園、保育所及び認定こども園等があります。令和元年10月から子育て世代の経済的負担の軽減を図る幼児教育・保育の無償化が開始されたことで、今後も保育ニーズが高まることが予想されることから、良質かつ適切な教育及び保育の提供体制の確保が求められています。

本市においては、子どもの出生数は減少傾向にあるものの、子どもを持つ女性の就労は増加しており、保育ニーズは依然として高い状況にあります。第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画に基づいた教育・保育施設の確保及び質の向上を図っていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○教育の出発点となる家庭において、家庭教育の重要性が認識され、子どもの発達・成長に応じた働きかけがされています。

○質の高い教育・保育が提供され、さまざまな人との関わりや集団生活を通じて子どもの健やかな成長を支えています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 家庭における教育・保育の充実

基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操や他人に対する思いやり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自立心などの基礎的な資質や能力は、児童期全般を通して、家庭教育において培われていきます。保護者がその責任を十分発揮できるよう、さまざまな機会を通じて家庭教育の重要性を啓発しつつ、家庭教育について学ぶ機会の充実を図るとともに、幼稚園や保育所等との連携した取組を促すなど、各家庭での実践に向けた支援を推進します。

(2)教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の子どもの発達の連続性を踏まえ、親の就労状況にかかわらず、また就労状況の変化に柔軟に対応できる認定こども園への幼稚園又は保育所からの移行を支援するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業との連携強化を促進し、教育・保育が一体的に提供される体制の充実を図ります。

(3)教育・保育の質の向上

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることを踏まえ、各教育・保育施設が目指す目標に基づいたカリキュラム及び保育指針の実践を支援するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育の提供に努めます。また、子どもの安全確保ときめ細やかな保育に向け、職員配置の強化や保育士等の定着のための支援の充実を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・男性、女性にかかわらず家事・育児に積極的に携わり、基本的なしつけを行います。
- ・愛情あふれる家庭づくりに努めます。

□教育・保育施設では

- ・子どもの良い成長につながる体験機会をつくれます。
- ・子どもの可能性を引き出し、親と共に成長していく環境づくりに努めます。

1-2 学校教育の充実

【現状と課題】

子どもの心身の健やかな成長を育む環境として、学校教育が果たす役割は大きくなってきており、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが学校教育に期待されています。

一方で、近年の学校では、子どもや保護者に関するさまざまな問題解決など教職員の負担も増加しています。

また、本市は人口移動が激しい地域であり、転校や進学、就職等で市外に転出あるいは市外から転入する子どもも多く、郷土に対する誇りや愛着を醸成する地域に根ざした学校教育が求められています。家庭や地域と学校がそれぞれの役割を担いつつ連携・協力し、本市の歴史や文化を生かしながら、地域全体で子どもの「生きる力」を育てていく必要があります。

さらに、児童生徒の生育や家庭状況の多様化が進んでおり、一人一人の状況に応じた指導が以前にも増して重要になっています。本市では、これまでも各種支援員を配置するなど、個に応じた教育を行うための人員配置を進めてきていますが、今後もより一層、子どもの発達レベルに応じた学習指導の充実を図っていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○質の高い教育と一人一人の発達や個性に応じたきめ細かな指導により、児童生徒の基礎学力の向上・定着が図られています。

○家庭、地域との連携した取組により、特色ある教育や、さまざまな体験活動が行われ、それらを通じて、子どもの「生きる力」が育まれています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 確かな学力の育成

教職員の経験年数や役割に応じた研修を行い、指導力の向上を図るとともに、各種支援員等の人員配置や専門機関との連携により、個に応じた指導の充実を図ります。また、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化を図り、幼児教育から小学校教育への円滑な移行と、いわゆる「小1プロブレム」へのきめ細かな対応につなげます。

また、小学校への理科支援員の配置や企業との連携による取組など、理科教育を通して理科への関心を深め、最先端技術を学ぶことができる場の拡充に努め、教職員の市の歴史・文化についての理解促進や副読本の活用等により、本市についての知識や理解を深めるための学習の充実を図ります。

(2) 健やかな体の育成

健康に関する知識や基本的な生活習慣を身に着けるための支援や日常的な運動習慣による体力の向上など、家庭と学校の連携による食育指導の効果的な実施等により健やかでたくましい児童生徒の育成を図ります。

(3) 豊かな心の育成

専門家を招いた学習活動や自然体験、集団宿泊学習など、さまざまな体験学習機会の拡充を図り、それらを通じて、豊かな感性を育てます。

(4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進

学校と地域が協働で行う「学校支援地域本部事業」や各学校における地域との協働を担当する役割の設置、協働による取組を推進します。

また、主体的な学習習慣の定着や情報リテラシー・モラルの習得など、子どもの心身の健やかな成長に向けて家庭と連携した取組を推進します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・学校行事に積極的に参加します。
- ・学習習慣が身に付くよう声かけを行います。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活リズムを身に付けさせます。

□地域では

- ・知識や技術を教育に生かすことができる人は、学校の授業等に協力します。

□学校では

- ・個に応じたきめ細かな学習指導を行います。
- ・健やかな心身の育成に向けた取組を推進します。

1-3 子どもの健全育成

【現状と課題】

子どもの発達とは自然な心身の成長と合わせて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力や態度を習得していく過程であり、健やかな心身を育むためには、多様な人とのさまざまな交流・体験を重ねていくことができる環境が重要になります。

1 世帯当たりの子どもの数の減少や核家族化の進行、地域での支え合いなどのつながりの希薄化、オンラインの普及等により、地域などで子ども同士が集団で行動し、多様な人とのさまざまな交流・体験する場が減少しています。

子どもたちが心豊かな人間性や生きる力を身に付けられるように、多世代が参加できるスポーツ活動や郷土芸能の伝承活動、ボランティア活動等の充実と参加促進を図っていく必要があります。

また、子どもたちが放課後や週末などに自由に遊び、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる活動の場の確保を図っていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○子どもたちは、多様な人々との交流・活動を通じて、社会性を育み、違いを認め合う意識が醸成されています。

○地域全体が子どもの健やかな成長に関心を持ち、温かなまなざしで子どもを見守り、健やかな成長を支えています。

○子どもが放課後等に安心して過ごすことができる場所があり、それぞれの興味や意欲に応じて自分らしく過ごすことができます。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 多様な体験・交流機会の充実

児童館、児童センターを拠点として、地域住民や、地域で活動している各種団体や企業等と連携しながら、自然環境や歴史・文化を生かし、さまざまな体験・交流ができる場の提供を推進します。

(2) 福祉教育の充実

子どもの時からボランティア活動などさまざまな交流・体験を通じて、各人の個性や障害者・高齢者などに対する理解を深め、受入れていくことを促進し、すべての子どもがお互いを認め合い、自分らしく、個性や能力を最大限発揮できる社会環境づくりに努めます。

(3)子どもの居場所づくり

子どもたちが安心して過ごせる居場所として、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実に努め、障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童の受け入れを行うために小学校や関係課と連携し適切な支援を行います。また、子どもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて子どもがのびやかに成長することができるよう、内容の充実に努めます。

また、子どもたちが「遊び」を通して、自発的に活動する力や社会性などの「生きる力」を育むことができるよう、公園などの身近な地域の間でも過ごすことのできる環境の充実に努めます。

(4)思春期保健対策の推進

学校との連携により、思春期の子どもの心身の健康に影響することへの理解と知識の習得を図ります。

また、保護者に対し、思春期保健に関する正しい知識の普及や問題への対応方法等の支援に取り組めます。

(5)有害環境対策の推進

インターネット等のメディアにあふれる性や暴力等の有害情報に子どもが巻き込まれることがないよう環境整備を図るとともに、インターネット上におけるトラブルや悩みを気軽に相談できる窓口を設置し、問題解決に向けた取組を実施します。

(6)食育の推進

食事のとりかたや食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習の機会や情報提供を進め、基本的生活習慣の確立を目指した「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に努めます。

(7)教育相談体制の充実

子どもたちが抱える問題・課題を早期に発見し、児童生徒、保護者、教職員がいじめ、暴力行為、学校不適應などの相談を早期に関係機関が連携した中で支援できるよう、教育に関わる相談体制を整備します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例**□家庭では**

- ・家族そろって、栄養のバランスのとれた食事を楽しく食べるよう努めます。
- ・テレビやゲーム、インターネットなどを利用する時間のルールを決めます。

□地域では

- ・放課後や週末等に、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行う機会を作ります。

□企業等は

- ・学校への出前授業や職場体験学習の受入れ等、CSR（企業の社会貢献活動）により次世代育成に貢献します。

1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりのためには、障害を早期に発見し、適切な療育へとつなげていくことが必要です。保護者をはじめ、周囲の人たちへの理解を深め、子どもにとって適切な支援が行われる体制づくりが必要です。

また、障害のある子どもに対する支援については、ライフステージによって関係する担当部署が異なるため、医療、福祉、教育を含む関係機関等の連携による切れ目のない療育支援体制の構築・強化が必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 障害の有無にかかわらず、共に学び、交流することができ、すべての子どもの個性が認められながら、能力を伸ばし、発揮することができています。
- 発達障害等に対する周囲の理解が深まり、また、療育機関が充実していて、子どもにとって最もよい方法による療育支援を受けることができています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 障害の早期発見・早期療育の促進

乳幼児健診や訪問、相談事業など各種保健事業を通じて発達に関する障害の早期発見を行います。また、幼稚園教諭及び保育士等が発達障害に対する知識と理解を深め、保護者への適切な支援を行います。さらに、各関係機関との連携により早期療育につなげます。

(2) 切れ目のない相談支援体制の強化

特別な発達支援が必要な子どもに関し、「発達支援会議」を開催し、関係者が情報を共有するとともに総合的な支援方法を検討し、連携した支援を行います。また、個別の支援情報を蓄積、共有できるサポートファイル等のツールの活用により、ライフステージを通じた切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。

(3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実

幼稚園教諭や保育士をはじめ、教育・保育施設職員の障害に対する正しい知識の習得や理解促進を図るとともに、障害のある子どもの受入を拡充できる体制の強化を図り、集団生活のなかで健やかな成長が育まれる支援の充実に努めます。

また、学校においては、特別支援教育支援員を配置し、各学校で定める特別支援教育コーディネ

ーターと協力して、一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育的支援がなされる特別支援教育の充実を図ります。

(4)障害福祉サービスの充実

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、障害のある子どもを対象とした障害福祉サービス及び地域生活支援の充実を図り、障害があっても一人一人の個性と能力を発揮し、社会参加することができる環境整備に努めます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・発達障害についての知識の習得や理解を深めます。
- ・子どもの成長や発達を確認するため、乳幼児健診は必ず受けます。
- ・子どもの成長や発達で気になることがあったら早めに専門機関に相談します。

□地域では

- ・一人一人が障害に対する理解を深め、地域全体で障害のある子どもを育みます。
- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもたちが安心して暮らせるよう見守り、声がけをします。

□教育・保育施設では

- ・保育士、幼稚園教諭や子育て支援員に対し、発達支援についてのスキルを高めるための研修機会の充実を図ります。

□学校では

- ・関係機関と連携した相談体制を強化します。
- ・教職員に対し、発達支援についてのスキルを高めるための研修機会の充実を図ります。
- ・特別な教育的支援が必要な子どもについて、関係機関と情報共有するしくみを構築します。

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

【現状と課題】

本市は転入・転出が多い地域であることから、近隣同士のつながりが薄く、子育て家庭が孤立しやすく、また虐待等が発見しにくい環境にあるといえます。

児童虐待が深刻な社会問題となる中、本市でも相談件数は増加傾向にあり、平成31年度においては、未就学児童についての相談が約8割を占め、ネグレクトや暴言による心理的虐待が増加しています。

このような中、児童虐待に対する相談体制を強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、令和4年度には「子どもの家庭総合支援拠点」を市町村に設置することが努力義務とされました。また、児童福祉法等改正により、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

児童虐待を未然に防ぐには、子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整備し、虐待の危険性が高いケースの早期発見、個別相談等による適切な支援が必要です。また、体罰禁止に関する考え方の普及と、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていくことや、子どもに対しても、どのようなことが虐待にあたるかを理解する機会の充実や相談できる窓口の周知等を図り、助けを求めることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

近年、スマートフォンの普及により匿名での発信やグループによる通信が容易になり、いじめの実態が把握しにくくなっているとともに、影響が拡大しやすい環境にあります。いじめ防止のためには、いじめは重大な人権侵害であることを認識し、生命と人権を尊重する態度や規範意識、他者を思いやる気持ちなど、児童・生徒の豊かな心を育む必要があるとともに、被害にあった場合等に誰かに相談できる場の充実が必要です。

さらに、学校における不登校や問題行動、虐待の通告、友人間でのトラブル等についても継続した相談支援と心のケアが求められています。

【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭や子ども、市民の児童虐待に対する理解が深まり、必要に応じて通報することができます。
- 関係機関の連携が強化され、虐待の早期発見・早期対応につながっています。
- いじめなど人権を侵害する行為を許さない意識が高まっています。また、人権侵害の被害にあった場合、一人で悩まず、誰かを頼り、相談できています。
- 心の傷や悩みについて、思いを共有し、真剣に向き合ってくれる相談相手がいます。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 虐待予防対策の推進

児童虐待を「自分とは関係のない話」と片づけるのではなく、虐待を防止するという意識を一人一人がもち、行動できるよう、虐待防止の啓発普及を図ります。

また、子育て家庭の孤立化を防ぎ、周りの理解と協力を得ながら子育てができるよう、子育て世代包括支援センター事業における妊娠期からの継続した相談支援の充実や子育てサポートセンターの相談体制強化に努めるなど、子育てに関する悩みや不安等を気軽に相談できる体制の充実と周知を図ります。

(2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化

地域全体で子育て家庭を見守る機運の醸成を図りつつ、児童虐待防止法において虐待を見聞きしたときの通報義務等を周知するとともに、保護者や子ども、市民等に対し、どのようなことが虐待であるかなど、児童虐待に関する理解を深める取組を推進するなど、当事者や周りの人が虐待に気づき、通報・相談しやすい環境づくりに努めます。

また、関係機関でネットワークを構築し、要保護児童対策地域協議会の構成機関及び市役所内の関係各課とも連携して相談体制の強化を図り、情報共有を図りながら、子どもの安全確保を最優先に考え、必要に応じた措置を行うことで、虐待の早期発見・早期対応につなげます。

さらに、子どもとその家庭及び妊産婦からの様々な相談に対応し、必要に応じて調査、指導する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターや児童相談所等の関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。

(3) 人権擁護対策の充実

いじめ対策については、他者を思いやる気持ちの醸成を図り、発生防止に努めるとともに、子どもの変化や子ども同士の関係性の変化にいち早く気づき、早期に適切な対応が取れる体制の強化を図ります。また、「いじめ防止対策推進法」に則り、PTA など関係機関と連携したいじめ防止対策に取り組みます。

その他、体罰や言葉による暴力などの子どもの人権侵害に対し、発生防止と被害にあった場合の相談窓口の周知を図ります。

(4) 相談体制の充実

家庭相談員をはじめとして、青少年指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教育相談員等による相談・支援を実施します。

また、人権侵害や心のケアに関する関係機関による各種相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりに努めます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・妊娠・出産や子育てに不安を感じたら、一人で抱え込まず相談します。
- ・子どもの様子をよく見て、子どもが発する小さなSOSを見逃さないようにします。

□地域では

- ・いじめや非行、虐待を疑った時、発見した時は、関係機関に通報します。緊急性が感じられる場合は警察に連絡します。

□学校では

- ・道徳教育等を通じて、いじめを許さない学校づくりに努めます。
- ・児童生徒や保護者が、いじめについて相談しやすい体制を整えます。

2-2 安全・安心対策の推進

【現状と課題】

近年、治安の悪化等を背景に、子どもの犯罪被害に対する不安が高まっています。また、東日本大震災の教訓等を踏まえ、自然災害に対する子どもの安全対策強化が求められています。

特に、日中の大半の時間を過ごす教育・保育施設、学校での安全確保に向け、当該施設における危機管理体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した防災、防犯対策の推進を図っていく必要があります。

また、全国的に登下校時の子どもを狙った犯罪や交通事故等が発生しており、共働き家庭の増加や防犯ボランティアの高齢化等による「地域の目」も減少しています。こうした中で、平成30年には登下校時における子どもの安全を確保するため「登下校防犯プラン」が策定され、令和元年には「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」がまとめられました。

子どものかけがえのない命を守るためにも、地域ぐるみで防犯、交通安全活動を行い、各関係機関、団体等が協力し合って子どもを守る体制の強化が必要です。

【私たちが目指すすがた】

- 子どもが過ごす場所での安全・安心対策が整っています。
- 保護者は、子どもの安全に気を配り、命と安全を守るための対策や、いざというときに適切な行動がとれる準備ができています。
- 子どもの安全を地域全体で守るための活動が活発に行われています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 防災対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害や火災等の災害発生時には、児童生徒が自らの命を守るための適切な行動がとれるよう、減災の考え方や地域との連携による避難体制等を取り入れた防災対応マニュアルを整備し、実践的な防災教育を推進します。

また、学校施設等のバリアフリー化を促進するとともに、非常用電源の確保や食糧・飲料水の備蓄など災害時の避難生活のための備えを計画的に実施します。

(2) 防犯対策の推進

関係機関が連携し、防犯に関する情報提供、情報共有を促進することで、家庭・地域・学校等における自主的な防犯活動を促進します。

また、通学路における危険個所の点検や、自らを守るための知識や行動を習得するための防犯教育の充実を図ります。

(3)交通事故防止対策の推進

子どもが交通事故の被害に遭わないために、自転車や自動車運転者に対する交通安全意識の啓発と正しい知識の普及を図るとともに、教育・保育施設、学校・PTA・地域住民や道路管理者、警察署等の関係機関と連携を図り、危険を注意喚起する標識・看板等を設置し、注意を呼びかけます。

また、子どもが日常的に利用する道路等の安全環境の整備や、地域全体で子どもを見守る対策を検討していきます。

さらに、子どものころから交通安全意識を醸成するため、小中学校における交通安全教育を推進します。

(4)教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進

教育・保育施設や学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、園・校内の巡視や不審者情報の提供など対策の強化を図ります。

また、災害や事故、感染症など子どもの生命と安全を脅かすケースが発生した場合に備え、対応マニュアルを整備し適切に運用するとともに、実践に向けた訓練等を実施します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・災害時の連絡先の確認や家庭の実情に合った非常食等の備蓄を行います。
- ・防犯への関心を高めるよう、家庭内で防犯に関して話し合います。

□地域では

- ・地域の防災訓練等の参加を促します。
- ・地域のことは地域で守る体制づくりとして、自主防犯組織の設置運営を行います。

□企業等は

- ・一時避難場所の提供や従業員の非常食等の確保に取り組みます。
- ・不審者の侵入を防止するための措置等、犯罪を未然に防ぐための必要な措置として入口や窓口の施錠の徹底、見通しに配慮した植栽の整備を行います。

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

3-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【現状と課題】

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものですが、核家族化により親などからの日常的な助言や支援が受けにくい状況にあります。妊娠・出産・育児期間は、体の仕組みとして心身が不安定になることも多く、妊娠中の悩みや不安に対する相談支援の充実が求められています。また、近年では女性の第一子出産年齢の上昇や若年・未婚の妊娠、子育てにおけるストレスの増大、スマートフォンの長時間利用等による生活習慣の乱れなど、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れており、思春期保健等を通じて母子の健康への影響等に関する知識の普及や意識啓発を図っていく必要があります。

本市では、平成30年10月から子育て世代包括支援センター事業を開始し、母子健康手帳交付時からの継続した切れ目のない支援を進める中で、母親との信頼関係を築きながら、母子の健康の確保と育児不安の解消に取り組んでいく必要があります。

小児医療体制では、総合病院や個人の診療所など医療施設が多い地域ですが、近隣には休日急患診療センター1か所のみで、休日夜間には利用できないなどの課題があります。県や地域の医師会等と連携しながら、安心して受診できる小児医療体制の確保に努めていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

- 妊娠・出産における不安や悩みについて、信頼のおける人に相談ができ、安心して産み育てる環境が整っています。
- 支援が必要な妊産婦に対し、関係機関が連携した支援ができています。
- 安心して子どもが受診できる医療体制が整っています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 安全な妊娠・出産の支援

思春期から安全な妊娠・出産に関する知識の普及や意識啓発を図るとともに、母子健康手帳交付時からの継続した支援により、妊娠や出産、育児に不安がある妊婦や初産婦、ハイリスク妊婦を把握しつつ、医療機関等と連携した支援を行います。

(2)相談支援体制の充実

子育て世代包括支援センターにおいて妊娠から子育て期の不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、専門職が各々の専門性を活かし連携しながら、母子のおかれている状態に応じた相談支援につなげることができる体制の充実を図ります。

さらに、「基幹保育所」として位置づけられた公立保育所（志引保育所・桜木保育所）では、子育て支援情報を提供するとともに、公立保育所の機能や職員のノウハウを活かしながら、保育士が子育て相談に対応し、子育て家庭への支援の充実を図ります。

(3)小児医療体制の充実

小児・周産期における救急医療体制、かかりつけ医を推進し、地域のなかで安心して受診できる医療体制の充実に向けて、県及び関係機関との連携を推進します。

また、夜間休日等に受診できる医療機関や相談窓口についての情報提供を行います。

(4)不妊に対する支援の充実

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的負担が大きいことから、これらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・ 早めに母子健康手帳の交付を受け、適切な時期に妊婦健診を受診します。
- ・ 各種教室や講習会に積極的に参加します。
- ・ かかりつけ医を持ちます。
- ・ 予防接種や各種健診をきちんと受診します。

□学校では

- ・ 児童生徒に対して、体育・保健体育や学級活動等の指導を通して、心と体の発育・発達、異性の尊重等を教えます。

3-2 地域における子育て支援の促進

【現状と課題】

近年、核家族化や近所づきあいの希薄化などにより、身近な人に相談することができにくい環境もあり、子育てに対する負担感も増している一方で、インターネットの普及等から情報の氾濫による弊害もみられます。東日本大震災の経験から、地域のつながりや絆の重要性が再認識される中、地域全体で子育てを支えていく環境づくりが求められています。

特に本市においては、転入・転出が多い地域であり、お互いの顔が見える関係づくりを図っていく必要があります。そのためにも、保護者自身が地域での活動や子育て支援活動に積極的に参加し、多様なつながりを持っていくことも重要であり、関係団体等と連携しながら、自主的な活動への支援と参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

本市では、子育てサポートセンターを設置し、サークル活動を支援するとともに、子育てに関するさまざまな情報提供や相談支援を行っています。地域の子育て支援拠点として気軽に立ち寄ることのできる場づくりを進めていくことが必要です。

また、会員相互による支え合いのしくみとして、ファミリー・サポート・センターを運営しています。きめ細かなニーズに対応できる地域による子育て支援として、今後も拡充を図っていく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭同士や近隣とのつながりが深まり、気軽に相談し、支え合うことができています。
- 子育て家庭に対し、子育て支援に関する情報がわかりやすく提供されていて、自分や子どもの状況にあった子育て支援を受けることができています。
- 気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する情報入手や相談ができる拠点があります。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 地域とのつながり、交流の促進

自主的な子育て支援活動を行っているサークル等に対し、活動の場の提供や活動内容の紹介などの支援により活性化を図り、子育て家庭同士の交流機会の充実を図ります。

また、子育てサポートセンターや児童館、児童センターにおいて子育て家庭の状況に応じた子育て支援を紹介し、子育て支援サービスの利用促進につなげます。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・子育てサポートセンターやNPOが行っている様々な事業に積極的に参加します。
- ・育児の仲間や友人をつくり、家族以外との交流を持ちます。
- ・回覧や掲示板、広報誌等に掲載されている子育て情報に関心を持ちます。
- ・子育てに不安を感じたときは子育て世代包括支援センター（健康課、子育てサポートセンター）、基幹保育所、児童館・児童センター、地域の保育所等に相談するなど、積極的に相談窓口を活用します。

□地域では

- ・地域の子どもに関心を持ち、温かな気持ちで子育て家庭を見守ります。

3-3 ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

近年、社会環境や生活環境の多様化、また、個人の価値観の変化などによる離婚や、非婚での出産の増加に伴い、母子・父子等ひとり親世帯が増加しています。経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれている家庭もあり、個々の家庭に応じた相談や生活の安定・自立に向けた総合的な支援が求められています。

本市では、ひとり親家庭に対する支援として、各種手当・助成等による費用負担の軽減のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っていますが、支援制度や相談体制について必要とする方に周知されていない状況も見られることから、ニーズに応じたきめ細かな支援の充実と合わせ、各種制度の周知と利用促進を図る必要があります。

【私たちが目指すすがた】

〇ひとり親家庭が、さまざまな支援を受けながら自立し、安心して生活することができています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1)子育てや生活の支援

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、教育・保育施設等や子育て支援事業の利用促進を図るとともに、個々の生活の実情を把握し、支援制度の総合的な情報提供を行います。

(2)経済的自立への支援

ハローワークと連携しながら、就業情報の提供や相談等による就業支援の充実を図るとともに、職業能力の開発に資する資格や技能等の習得に向けた訓練を受けるための支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るための各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・ 支援サービスの情報を得られるよう、広報誌などに目を通します。
- ・ 就労するためのスキルを高めるよう努めます。

□地域では

- ・ 子育て家庭が孤立しないようあいさつや声かけをし、必要な時に手助けをします。

□企業では

- ・ 子育てとの両立ができるよう配慮します。

3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ育つ生活環境を整えることはとても重要なものであり、特に子どもたちが安全・安心に生活できる環境づくりを望む声が多く聞かれます。安全で安心して遊ぶことができる公園等の場の確保や犯罪を起こしにくい環境づくり、妊産婦や乳幼児連れの親、障害者、高齢者に配慮した「どこでも、だれでも、自由に使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境づくりが求められています。ハード面での計画的な整備を進めるとともに、子ども連れに対する市民の理解・協力などソフト面においても、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

また、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、子ども医療費の助成や幼児教育・保育の無償化等の子どもを安心して育てるための経済的支援も重要となります。

【私たちが目指すすがた】

- 子育て家庭にとって暮らしやすい生活環境が整っています。
- 経済的負担が軽減され、子どもを育てやすい環境が整っています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 良質な生活環境の確保

市民のニーズを把握しながら、公園の環境整備や既存の地域資源の有効活用を推進し、安心して子どもたちが集い、自由に遊ぶことができる場の確保に努めます。

また、小さな子ども連れでも安心して外出できる環境づくりに向け、市民の妊婦や子ども連れに対する理解・協力を促進します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子ども連れで安心して外出できるよう、ベビーカーでも歩行しやすい等、道路交通の環境整備や公共施設等の段差解消などのバリアフリー化を進めるとともに、子どもが犯罪や交通事故等の被害にあわないような道路・公園等の環境設計に配慮し、安全・安心なまちづくりを推進します。

(3) 経済的支援等による子育て環境の整備

子育て世帯への経済的支援の充実を図るとともに、必要な教育・保育及び医療を受けることができるよう、費用負担の軽減を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・整理整頓、地域清掃等に積極的に参加します。

□地域では

- ・安心して子どもを遊ばせることができる公園、広場等の環境づくりに協力します。
- ・子ども連れの保護者をあたたかいまなざしで見守ります。電車やバスなどでは席をゆずります。
- ・ベビーカー使用者が安心して通行できるよう、理解を深め、配慮します。



基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 働き方の見直しの促進

【現状と課題】

女性就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加により、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭が増えていると考えられます。また、晩婚化、出産年齢の高齢化、少子高齢化等による子育てと介護のダブルケアについても近年問題となっており、ワーク・ライフ・バランスの取れた就労環境づくりを進めていく必要があります。

また、全国的に男性の子育て参画に対する意識や志向は高まってきている一方、育児休業取得率は依然として低い状況にあります。女性に偏りがちな子育てや家事の負担を、性別に関わらず協力して担うことについて理解が得られる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

【私たちが目指すすがた】

〇子育て家庭の保護者が、就労しながら子育てに向き合う時間を確保することができています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 男女がともに担う子育てへの支援

男女がともに家事・育児の責任を分担することを目指し、両親の積極的な育児やその実現に向けた働き方の見直しへの意識啓発を図るとともに、事業主や地域社会に対し、子育てに対する啓発等を行い、地域全体が子育てに対する関心と優先順位を高め、仕事と子育ての両立に理解・協力が得られる環境づくりに努めます。

(2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進

事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。

また、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた積極的な取組に対し、支援する仕組みづくりを検討します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・家族全員が積極的に楽しく子育てに携わります。
- ・家事を行った人に対して感謝の念をもち、「ありがとう」と言います。
- ・子どもとふれあう時間を大切にします。

□地域では

- ・父親同士のつながりをつくる場を設けます。

□教育・保育施設、学校では

- ・子育て体験の場を提供し、父親の積極的な家事・育児参加を促します。

□企業等は

- ・仕事と子育ての両立が可能な勤務時間等への配慮を行います。
- ・子どもが病気のときは気兼ねなく休むことができる就労環境づくりに努めます。

4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

【現状と課題】

共働き家庭の増加と就労形態の多様化に伴い、保育ニーズは依然高い状況にあり、また、多様化してきています。仕事と子育ての両立を実現するためには、子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図っていく必要があります。

本市でも、少子化の進行に関わらず保育ニーズは増大し、毎年、待機児童が発生しており、特に3歳未満児のニーズへの対応が課題となっています。また、病気や急な残業など緊急的な場面での対応ニーズもみられ、多様な保育が求められています。

小学校就学後についても、放課後児童クラブの利用ニーズが拡大し、利用時間を午後7時まで延長し、対象学年を小学校6年生まで拡大してきました。今後は、学校施設を活用するなどニーズに対応した整備を図るとともに、ファミリー・サポート・センターやNPO法人、民間事業者など多様な主体による一時的な預かりの充実を図るなど、仕事と子育ての両立を地域全体で支えていくことが必要です。

【私たちが目指すすがた】

○保育を必要とする家庭の保護者が安心して子どもを預けることができる環境があり、仕事と子育ての両立が図られています。

■成果指標

指 標	基準値	後期目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 保育サービスの充実

保育ニーズに基づく計画的な教育・保育施設の整備を推進します。特に既存の幼稚園又は保育所から認定こども園への移行等により、3歳未満児に対する保育ニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

また、産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、円滑な受入体制の整備を推進します。

就学児童に関しては、放課後児童クラブの支援内容の充実を図るとともに、各児童クラブの利用状況を見据えながら必要量の確保を図っていきます。

(2) 多様な主体による子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センターにおける、会員相互支援による一時的な預かりに加え、病児・病後児や緊急時の対応がとれる体制の整備を図るとともに、NPO法人、ボランティア団体、民間事業所などが行う子育て支援の充実及び情報提供等による利用促進を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□地域では

- ・保育士の資格保有者や子育て経験者などは、積極的に教育・保育や放課後の居場所づくりなどの子育て支援に携わります。

□教育・保育施設では

- ・勤務時間に応じた多様な預かりサービスの充実に努めます。

基本方針5 子どもの貧困対策を推進する(子どもの貧困対策計画)

明日の日本を支えていくのは、今を生きる子どもたちです。いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」が制定されました。

さらに、令和元年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正が行われ、市町村が子どもの貧困計画対策についての計画を策定するよう努力事務が課せられました。同年11月には新たな大綱が制定されました。

子供の貧困対策に関する大綱の目的

- ・現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指す。
- ・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

本市においては、貧困の状況にある家庭の支援ニーズを把握するため、平成31年1月に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

本方針は、子どもの生活に関する実態調査結果を反映した、法第9条の2に規定される「多賀城市子どもの貧困対策計画」に位置づけます。

5-1 教育の支援

【現状と課題】

実態調査では、貧困線未満の家庭では「経済的理由で進学を諦めるまたは学校を中退する可能性があると思う」が5割以上となっています。また、子どもにどの段階の学校まで進んでほしいかについて、貧困線未満の保護者については、貧困線以上の保護者に比べて「大学または大学院まで」と答えた割合が低くなっています。

家庭の経済状況や世帯の状況等によっては、子どもの生活や学習環境が十分に整わず、学習意欲の低下や将来の進路が制限されるおそれがあります。

子どもの将来を見据え、子ども一人ひとりに応じた学習の支援を受けることができる環境づくりに取り組む必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○子どもたちが育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくための、教育の機会が確保されています。

■成果指標

指標	直近値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) スクールソーシャルワーカーとの連携体制

スクールソーシャルワーカーが相談や面談で関わる家庭の中で発見した、貧困家庭等の子供たち等を早期の段階で、生活支援や福祉制度につなげていくことができるような体制を推進します。

(2) 就学支援の実施による経済的負担の軽減

支援が必要な世帯が、義務教育を円滑に受けられることができるよう、適切に就学援助を活用し、経済的負担の軽減が図られるよう制度の周知を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・教育への関心を高めるよう、家庭内で学校の様子や希望する進路について話します。

□地域では

- ・地域の支援に携わる人材や NPO 等民間団体等が中核となり、放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげます。

□学校では

- ・児童・生徒に応じたきめ細かな学習指導を行います。

5-2 教育の支援

【現状と課題】

実態調査では、利用したい支援について「生活や就学のための経済的な補助」「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」の割合が高くなっています。

重要だと思う支援については、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」「一時的に必要な資金を借りられること」「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が高くなっています。

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な支援を受けることができず、社会的孤立に陥ることがないように、子ども及び保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援や、生活の安定に資する支援の実施など、対策の推進が必要となります。

【私たちが目指すすがた】

- 各種制度、相談窓口の周知が図られ、関係機関が連携し必要な支援につなげています。
- 生活困窮世帯への包括的な支援により経済的負担の軽減が図られています。
- 子どもが安心して過ごせる居場所が確保されています。

■成果指標

指標	直近値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1) 相談支援体制の充実

多様化、複雑化している貧困世帯への対応するため、職員が子どもの貧困に関する理解を深め、関係機関が連携し、効果的な支援につなげます。

(2) 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮自立支援法に基づく自立相談支援事業において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。

(3) 子どもに対する生活支援

地域や学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活リズムを身につけさせます。

□地域では

- ・「子ども食堂」を通して、子どもに共食の機会を提供するとともに、地域における居場所をつくれます。
- ・放課後や週末等に、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動等を行う機会をつくれます。
- ・地域住民が子どもの貧困に関心を持ち、気になる家庭を早期に発見し、関係機関へつなぎます。

5-3 保護者に対する就労支援

【現状と課題】

実態調査では、貧困線未満の保護者の就労状況は、「正社員・正規職員」の割合が低くなっています。収入が低く、不安定な就労環境に置かれている状況がうかがえます。

世帯の安定的な経済基盤を築くためには、保護者の職業生活の安定を向上のための支援が必要です。

【私たちが目指すすがた】

○経済的自立に向けた支援策の周知が図られ、保護者が安定した生活を維持できる収入を得ることができています。

■成果指標

指標	直近値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1)ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭の保護者に対し、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、生活の安定に資する就業に向けた資格取得を支援します。

(2)困窮世帯等への就労支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援やハローワークと市の連携、就労の準備段階の支援などきめ細やかな支援を実施します。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・各種団体が実施する職業訓練等に参加し、就労に際して必要な知識や技能を身につけます

□企業では

- ・育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、より仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を図ります。
- ・正職員・管理職登用を進めます。

5-4 経済的支援

【現状と課題】

実態調査では、貧困線未満の約3割以上が「貧困もしくは貧困に近い状況にある」と感じており、「貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う」と合わせると、8割程度となっています。

現在必要としていること、重要だと思う支援として「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が約7割弱と最も高くなっています。

経済的な困窮は心身の健康状態や子どもの健全な成長にも影響を及ぼすことから、必要な家庭に対し、適切な経済的支援を行う必要があります。

【私たちが目指すすがた】

○各種手当や助成等の適切な支援を行うことで、経済的支援が必要な家庭の生活基盤の安定が図られています。

■成果指標

指標	直近値	出典等

【行政における取組の方向性】

(1)各種手当や助成等の着実な実施

児童扶養手当の着実な支給により、ひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を図ります。

また、母子・父子家庭医療費助成により、ひとり親世帯の経済的負担の軽減と適切な受診機会を図ります。

(2)教育費負担の軽減

子どもが安心して教育を受けることができるよう、就学援助の実施により、経済的負担の軽減を図ります。

(3)養育費確保の推進

養育費の取り決めについて解説したパンフレットを、窓口において離婚届の用紙と同時に交付し養育費の重要性や法制度の理解促進を図ります。

【主な関連事業】

No.	事業名	事業概要	担当課

地域の関係団体等の取組例

□家庭では

- ・家庭状況に応じて受けることができる経済的支援を確実に受けるために、広報誌やホームページ等に掲載されている情報に関心を持ちます。

資 料 編

子どもの貧困に関する指標

「子どもの貧困対策に関する大綱」においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、国では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する39の指標を設定しています。

本市では、国が示す指標のうち、取得可能な指標について継続的に把握することで、全国及び宮城県との比較分析を行うとともに、貧困の状況把握を行い、今後の施策推進に係る参考とします。

指標		直 近 値		
		国	県	市
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	90.8% (平成30年4月1日現在)	100.0% (令和2年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	6.5% (平成30年4月1日現在)	0.0% (令和2年4月1日現在)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	27.0% (平成30年4月1日現在)	0.0% (令和2年4月1日現在)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	73.8% (平成30年11月1日現在)	85.6% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	97.3% (平成30年11月1日現在)	98.0% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ
スクールソーシャルワーカーによる 対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	—	100.0% (令和2年度)
	中学校	58.4% (平成30年度)	—	100.0% (令和2年度)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	100.0% (平成30年度)	100.0% (令和2年度)
	中学校	89.0% (平成30年度)	100.0% (平成30年度)	100.0% (令和2年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前 支給の実施状況 (※)	小学校	47.2% (平成30年度)	88.6% (令和元年度)	100.0% (令和2年度)
	中学校	56.8% (平成30年度)	88.6% (令和元年度)	100.0% (令和2年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	89.0% (平成30年11月1日現在)	87.8% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ
	父子世帯	88.1% (平成27年)	93.9% (平成30年11月1日現在)	89.1% (平成31年度現況届時) ※児童扶養手当受給資格者のみ
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	—	5.0% (平成30年子どもの生活に関する実態調査の結果から本市で算定)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	—	

※新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況

【国・県】「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合

【市】「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市内小・中学校の割合

